

第 66 回 税理士試験 相続税法 模範解答

〔第一問〕

問 1

① 適用対象者及び範囲

(1) 無制限納税義務者

相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下同じ。）により財産を取得した者が居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者又は特定納税義務者（その相続に係る被相続人の相続開始の時ににおいて相続税法の施行地（以下「法施行地」という。）に住所を有する者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

① 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

② 被相続人に係る葬式費用

（注） 相続時精算課税適用者については、被相続人が特定贈与者である場合のその被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産を含む。(2)において同じ。

(2) 制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は特定納税義務者（その相続に係る被相続人の相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有しない者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で次の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

① その財産に係る公租公課

② その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

③ ①②の債務を除くほか、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務

④ その財産に関する贈与の義務

⑤ ①から④の債務を除くほか、被相続人が死亡の際法施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、その営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

② 控除すべき債務

(1) 確実な債務

控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

(2) 公租公課の種類

公租公課の金額に含まれる税額は、被相続人の死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった被相続人に係る所得税額、相続税額、贈与税額等とする。ただし、相続人（包括受遺者及び相続時精算課税適用者を含む。）の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなった附帯税に相当する税額を含まないものとする。

問 2

① 納税地

(1) 居住無制限納税義務者の納税地

居住無制限納税義務者又は特定納税義務者については、相続税法の施行地（以下「法施行地」という。）にある住所地（法施行地に住所を有しないこととなった場合には、居所地）をもって、その納税地とする。設例においては、乙が該当する。

②

(2) 非居住無制限納税義務者、制限納税義務者及び出国者の納税地

非居住無制限納税義務者又は制限納税義務者及び居住無制限納税義務者又は特定納税義務者で法施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

②

その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。設例では、丙及び丁が該当する。

② 相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限

(1) 本来の提出義務者

相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（生前贈与加算又は相続時精算課税の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下同じ。）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額（配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けないものとして計算した金額及び相続時精算課税に係る相続税額の計算適用後の金額）があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内（その者が納税管理人の届出をしないでその期間内に相続税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。以下同じ。）に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。期限内申告書の提出期限後において上記②イの事由が生じたため新たに期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。

⑧

(2) 提出義務の承継者

上記(1)の期限内申告書を提出すべき者がその申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に、その死亡した者に係る期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

②

(3) 相続時精算課税適用者

相続時精算課税適用者は、上記①の申告書を提出すべき場合のほか、相続時精算課税に係る贈与税額の還付を受けるため、相続時精算課税の適用を受ける財産に係る相続税の課税価格、還付を受ける税額その他一定の事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

2

(4) 提出を要しない場合

上記(1)から(3)の規定は、その期限内申告書の提出期限前に相続税について決定があった場合には、適用しない。

2

(5) 手続規定

① 期限内申告書を提出する場合には、被相続人の死亡の時ににおける財産及び債務、その財産又は債務の各人ごとの明細その他一定の事項を記載した明細書を添付しなければならない。

1

② 共同提出の規定については、今回の設例における被相続人甲の死亡の時ににおける住所が法施行地ないため、適用されない。

1

(6) 納付

期限内申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。

2

3 期限内申告書の提出先及び提出期限

乙：提出先 B市の所轄税務署長 提出期限 平成29年2月20日

1

丙：提出先 D市の所轄税務署長 提出期限 平成29年2月20日

1

丁：提出先 納税地を定めて申告する必要がある。 提出期限 平成28年8月1日

1

〔第二問〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算 (単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地 I	子 A	151,085,450 2	(1) $(200,000 \times 0.99 + 100,000 \times 0.98 \times 0.02 + 120,000 \times 0.98 \times 0.03 + 140,000 \times 0.99 \times 0.02) \times 750 \text{ m}^2 = 154,695,000$ (2) $(1) \times \frac{25 \text{ m}^2}{750 \text{ m}^2} \times \frac{70}{100} = 3,609,550$ (3) $(1) - (2) = 151,085,450$
居宅 J	子 A	24,000,000 1	$24,000,000 \times 1.0 = 24,000,000$
宅地 K	子 A	285,120,000 1	$\frac{120,000 \times 18 \text{ m} + 130,000 \times 42 \text{ m}}{60 \text{ m}} = 127,000$ 1 $(127,000 \times 0.90 + 100,000 \times 0.90 \times 0.05) \times 3,000 \text{ m}^2 \times \frac{80}{100} = 285,120,000$
宅地 L	子 C	22,000,000 1	$20,000,000 \times 1.1 = 22,000,000$
N銀行O支店 普通預金	子 B 子 C 孫 E 子 H	25,000,000 25,000,000 25,000,000 25,000,000	$100,000,000 \times \frac{1}{4} = 25,000,000$
N銀行O支店 証券投資信託 受益証券	子 H	10,015,937 1	$1 \times 10,000,000 \text{ 口} + ※15,937 = 10,015,937$ ※ $20,000 \times 20.315\% = 4,063$ $20,000 - 4,063 = 15,937$
Pに対する貸付 金債権	子 C	10,014,400 1	$10,000,000 + ※14,400 = 10,014,400$ ※ $10,000,000 \times 1.46\% \times \frac{36 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 14,400$
その他の財産			
家庭用財産	子 A	500,000	
生命保険契約に 関する権利	養子 D	8,000,000 1	

(9点)

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないM社株式）の価額の計算

イ 評価方法の判定

<p>$(15,000 \text{ 個 (A)} + 12,000 \text{ 個 (B)} + 12,000 \text{ 個 (D)} + 2,000 \text{ 個 (E)}) \div 50,000 \text{ 個} = 0.82 > 50\%$</p> <p>∴ 同族株主のいる会社の同族株主グループ</p> <p>子 B : $12,000 \text{ 個} \div 50,000 \text{ 個} = 24\% \geq 5\%$ 役員 ∴ 原則評価</p> <p>養子 D : $12,000 \text{ 個} \div 50,000 \text{ 個} = 24\% \geq 5\%$ 役員 ∴ 原則評価</p> <p>孫 E : $2,000 \text{ 個} \div 50,000 \text{ 個} = 4\% < 5\%$</p> <p>孫 E を中心に判定</p> <p>$(2,000 \text{ 個 (E)} + 12,000 \text{ 個 (D)} + 15,000 \text{ 個 (A)}) \div 50,000 \text{ 個} = 58\% \geq 25\%$</p> <p>よって、孫 E は中心的な同族株主に該当 ∴ 原則評価</p> <p style="text-align: right;">(判定が出来ていて 2)</p>
--

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位：円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
貸借対照表より	750,000,000	900,000,000	
保険積立金	△15,000,000	△15,000,000 [1]	
生命保険金等	20,000,000	20,000,000 [1]	
合 計	755,000,000	905,000,000	

(ロ) 負債の部

(単位：円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
貸借対照表より	500,000,000	500,000,000	
未払固定資産税等	2,500,000	2,500,000	
未払法人税等	12,740,000	12,740,000 [2]	$12,000,000 + (20,000,000 - 15,000,000 - 3,000,000) \times 37\% = 12,740,000$
未払消費税等	15,000,000	15,000,000	
退職手当金等	3,000,000	3,000,000 [1]	$3,000,000 + (500,000 - 500,000) = 3,000,000$
合 計	533,240,000	533,240,000	

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程	
①	$(905,000,000 - 533,240,000) - (755,000,000 - 533,240,000) = 150,000,000$
②	$① \times 37\% = 55,500,000$
③	$(905,000,000 - 533,240,000 - ②) \div 50,000 \text{ 株} = 6,325 [1]$

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
M社株式	子 B 養子D 孫 E	29,232,000 36,540,000 7,308,000	<p>1 類似業種比準価額</p> $(\ast 1) 150 \times \left(\frac{(\ast 2) + \frac{(\ast 3)}{15} \times 3 + \frac{(\ast 4)}{205}}{5} \right) \times 0.6 = 289.8 \text{ [2]}$ <p>(※1) 150、155、160、165 ∴ 150</p> <p>(※2) $(10,000,000 + 5,000,000 - 5,000,000) \div 2 \div 50,000 \text{ 株} \times \frac{50}{500} = 10$</p> <p>(※3) ① 50,000,000 ② $(50,000,000 + 2,000,000) \div 2 = 26,000,000$ ③ ① > ② ∴ $26,000,000 \div 50,000 \text{ 株} \times \frac{50}{500} = 52$</p> <p>(※4) $(25,000,000 + 220,000,000) \div 50,000 \text{ 株} \times \frac{50}{500} = 490$</p> <p>∴ $289.8 \times \frac{500}{50} = 2,898$</p> <p>2 原則評価</p> <p>※2,898 × 0.75 + 6,325 × (1 - 0.75) = 3,754 (円未満切捨)</p> <p>※ 2,898 < 6,325 ∴ 2,898</p> <p>3,754 - 100 [1] = 3,654</p> <p>3 M社株式の価額</p> <p>子 B : 3,654 × 8,000 株 = 29,232,000 養子D : 3,654 × 10,000 株 = 36,540,000 孫 E : 3,654 × 2,000 株 = 7,308,000 } [1]</p> <p>4 配当期待権</p> <p>$100 \times 20.42\% = 20.42$ $100 - 20.42 = 79.58$</p> <p>子 B : 79.58 × 8,000 株 = 636,640 養子D : 79.58 × 10,000 株 = 795,800 孫 E : 79.58 × 2,000 株 = 159,160 } [2]</p>
配当期待権	子 B 養子D 孫 E	636,640 795,800 159,160	

(14点)

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
退職手当金等			
M社死亡退職金	子 A	3,000,000	$3,000,000 + (500,000 - ※500,000) = 3,000,000$ [1] $※ 100,000 \times 6月 > 500,000 \therefore 500,000$
同上の非課税金額	子 A	△3,000,000	(退職手当金等の非課税金額の計算) (1) $5,000,000 \times 5人 (法定相続人の数) = 25,000,000$ (2) 3,000,000 (3) $(1) \geq (2) \therefore 3,000,000$ [1]
生命保険金等			
Q生命保険	養子D	20,000,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$ [1]
	孫 E	20,000,000	
R生命保険	子 B	20,000,000	
同上の非課税金額	養子D 子 B 孫 E	△12,500,000 △12,500,000 —	(生命保険金等の非課税金額の計算) (1) $5,000,000 \times 5人 (法定相続人の数) = 25,000,000$ (2) $20,000,000 + 20,000,000 = 40,000,000$ (3) $(1) < (2) \therefore 25,000,000$ $養子D : 25,000,000 \times \frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$ $子 B : 25,000,000 \times \frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$ 孫Eは相続人でないため適用なし。 [1]
上記以外の相続又は遺贈によるみなし相続財産			
保証期間付定期金に関する権利	子 A	3,990,000	(1) 3,990,000 (2) $1,000,000 \times 3.990 = 3,990,000$ [1] (3) $(1) = (2) \therefore 3,990,000$

(5点)

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

① 宅地I (特定居住用宅地等) 750 m ² のうち 330 m ² ② 宅地K (特定同族会社事業用宅地等) 3,000 m ² のうち 400 m ² ③ $151,085,450 \times \frac{330\text{m}^2}{750\text{m}^2} + 285,120,000 \times \frac{400\text{m}^2}{3,000\text{m}^2} > 22,000,000 \times \frac{200\text{m}^2}{500\text{m}^2}$ より、貸付事業用については適用なし。 (判定が出来ていて [1])		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
特定居住用宅地等 $151,085,450 \times \frac{330\text{m}^2}{750\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 53,182,078$	子 A	53,182,078 [1]
特定同族会社事業用宅地等 $285,120,000 \times \frac{400\text{m}^2}{3,000\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 30,412,800$	子 A	30,412,800 [1]

(3点)

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	子 A	2,210,000	200,000+200,000+1,800,000+10,000=2,210,000 [1]
	子 C	200,000	
葬式費用	子 A	3,800,000	300,000+1,000,000+1,000,000+1,500,000=3,800,000 香典返戻費用は控除できない。 [1] 香典収入は贈与税の非課税

(2点)

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成25年	孫 E	2,000,000	2,000,000 ≤ 15,000,000 ∴ 0 相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。 [1] 相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。 [1]
平成26年	孫 E	—	
平成27年	孫 F	—	
平成28年	孫 E	1,200,000 [1]	
平成28年	人格のない社団V	—	

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成23年	子 C	27,000,000 [1]	
平成27年	子 C	1,000,000	

(4点)

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等区分	子 A	子 B	子 C	養子 D	子 H	孫 E		計
相続又は遺贈による取得財産	377,110,572	54,868,640	57,014,400	45,335,800	35,015,937	32,467,160		
みなし取得財産	3,990,000	7,500,000		7,500,000		20,000,000		
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			28,000,000					
債務及び葬式費用	△6,010,000		△200,000					
生前贈与加算(暦年課税分)						3,200,000		
課税価格(1,000円未満切捨て)	375,090,000	62,368,000	84,814,000	52,835,000	35,015,000	55,667,000		665,789,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額
665,789		30,000+6,000×5人 千円 (法定相続人の数) =60,000 ①		605,789
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
子 A	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
子 B	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
子 C	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
養子 D	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
子 H	$\frac{1}{5}$ ①	121,157		31,462,800
合計	5人	1		(100円未満切捨て) 157,314,000円

(2点)

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等		子 A	子 B	子 C	養子 D	子 H	孫 E	計
区分	算出税額	88,627,039	14,736,439	20,040,027	12,483,962	8,273,416	13,153,113	217,893,996
加算又は減算	相続税額の2割加算				2,496,792		2,630,623	
	贈与税額控除(暦年課税分)						△ 212,000	
	障害者控除			△1,840,000		△3,000,000		
	相次相続控除	△4,528,763	△ 753,025	△1,024,030	△ 637,928	△ 422,774	—	
差引税額	84,098,276	13,983,414	17,175,997	14,342,826	4,850,642	15,571,735		
贈与税額控除額(相続時精算課税分)			△ 600,000					
納付税額(100円未満切捨て)	84,098,200	13,983,400	16,575,900	14,342,800	4,850,600	15,571,700	149,422,600	

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	計算過程	金額
相続税額の2割加算	養子D	$12,483,962 \times \frac{20}{100} = 2,496,792$	2,496,792
	孫 E	$13,153,113 \times \frac{20}{100} = 2,630,623$ (対象者及び算式①)	2,630,623
贈与税額控除 (暦年課税分)	孫 E	$(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 530,000$ $530,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 212,000$ ① 相続開始年分の贈与は贈与税の非課税	△ 212,000
障害者控除	子 C	(1) $200,000 \times (85 \text{歳} - 64 \text{歳}) = 4,200,000$ (2) $200,000 \times (85 \text{歳} - 62 \text{歳}) - 2,760,000 = 1,840,000$ ① (3) (1) > (2) ∴ 1,840,000	△1,840,000
	子 H	$200,000 \times (85 \text{歳} - 70 \text{歳}) = 3,000,000$ ①	△3,000,000
相次相続控除	子 A 子 B 子 C 養子D 子 H 孫 E	$10,000,000 \times \frac{662,592,509}{210,000,000 - 10,000,000 - 10,000,000} (> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100})$ $\times \frac{10 \text{年} - \text{※}8 \text{年}}{10 \text{年}} = 8,000,000$ ① ※ 平成26年1月10日～平成28年5月6日 ∴ 2年3月→2年 子A $8,000,000 \times \frac{375,090,572}{662,592,509} = 4,528,763$ 子B $8,000,000 \times \frac{62,368,640}{662,592,509} = 753,025$ 子C $8,000,000 \times \frac{84,814,400}{662,592,509} = 1,024,030$ 養子D $8,000,000 \times \frac{52,835,800}{662,592,509} = 637,928$ 子H $8,000,000 \times \frac{52,835,800}{662,592,509} = 637,928$ 孫 E $8,000,000 \times \frac{35,015,937}{662,592,509} = 422,774$ (対象者と算式②) 孫Eは相続人でないため適用なし。①	△4,528,763 △ 753,025 △1,024,030 △ 637,928 △ 422,774 —
贈与税額控除 (相続時精算課税分)	子 C	(1) 平成23年分 $(27,000,000 - 25,000,000) \times 20\% = 400,000$ (2) 平成27年分 $1,000,000 \times 20\% = 200,000$ (3) (1) + (2) = 600,000 ①	△ 600,000

(9点)

3 各受贈者が納付すべき平成28年分贈与税額の計算

(単位：円)

受贈者	金額	計算過程
孫 F	365,000	[特例] $(4,200,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 365,000$ ①
人格のない 社団V	90,000	[一般] $(2,000,000 - 1,100,000) \times 10\% = 90,000$ ①

(2点)

第 66 回 税理士試験 相続税法 模範解答

【アドバイス】

【理論】

問 1 債務控除に関する規定

「債務控除」をテーマとした問題であった。理論問題でも基本中の基本であるため、解答は十分対応できるものであったとおもわれる。

(1) 債務控除の適用対象者及び範囲

- ① 居住無制限納税義務者及び法施行地に住所を有する特定納税義務者の債務控除の範囲について解答する。
- ② 制限納税義務者及び法施行地に住所を有しない特定納税義務者の債務控除の範囲について解答する。

(2) 債務控除することができる債務の意義について解答する。

- ① 確実な債務
- ② 公租公課の種類（被相続人の死亡の際債務の確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった被相続人に係る所得税額等であり、相続人の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなった附帯税に相当する税額を含まない。）

問 2 相続税の納税地及び期限内申告書の提出期限についての事例問題

本年も問 2 に関しては事例形式の問題であった。今回は、納税義務者の違いによる、各納税義務者の納税地、期限内申告書の提出期限が問われていた。ただ、難易度はさほど高くなく、解答すべき量もそれほど多くない問題であった。

(1) 相続税の納税地

- ① 乙は居住無制限納税義務者である。
- ② 丙は制限納税義務者、丁は出国する居住無制限納税義務者である。納税地を定めて納税地を申告する必要がある旨の解答が要求される。

なお、「附則 3」の相続税の特則については、設例における甲の死亡の時における住所が法施行地にないため、解答は不要である。

(2) 相続税の期限内申告書

期限内申告書の提出義務者を解答する。なお、問題文中に相続財産法人から財産を与えられた者に係る提出義務者については説明不要とあるため解答しない。

(3) 各納税義務者の相続税の期限内申告書の提出先及び提出期限

- ① 乙（居住無制限納税義務者）
提出先：B市の所轄税務署長・提出期限：平成29年2月20日
- ② 丙（制限納税義務者）
納税地を定めており、又納税管理人の届け出をしているため、
提出先：D市の所轄税務署長・提出期限：平成29年2月20日となる。
- ③ 丁（出国する居住無制限納税義務者）
納税地を定めておらず、又納税管理人の届け出をしていないため、
提出先については、納税地を定めて申告する必要がある、提出期限は出国日（平成28年8月1日）となる。

第 66 回 税理士試験 相続税法 模範解答

【計 算】**1 相続人等の判定**

- (1) 相続人は、子A、子B、子C、養子D及び子H（非嫡出子であり、甲は女性であるため、認知は不要である。）となる。
- (2) 法定相続人は、相続人と同様となり、法定相続人の数は5人となる。

2 財産評価**(1) 宅地 I**

セットバックを有する宅地の評価

$$\text{道路敷きとして提供する必要がないとした場合の自用地としての額 (A)} - \left[(A) \times \frac{\text{道路敷きとして提供しなければならぬ部分の地積}}{\text{宅地の総地積}} \times 0.7 \right]$$

(A) の自用地の価額については、200千円の路線を正面路線として、100千円の路線が準角地、120千円の路線が角地、140千円の路線が二方路線として評価する。

(2) 宅地K

一の路線に2以上の路線価が付されている場合の宅地の評価

一つの路線に2以上の路線価が付されている場合には、それぞれの路線価に接する距離により加重平均して正面路線価を計算し、その正面路線価を基に奥行価格補正率等の調整率を乗じて計算する。

$$\text{正面路線の価額は、} \frac{120,000\text{円} \times 18\text{m} + 130,000\text{円} \times 42\text{m}}{60\text{m}} = 127,000\text{円} \quad \text{となる。}$$

又、M社に対して相当の地代により貸し付けているため、100分の80の適用がある。

(3) M社株式

取引相場のない株式の評価

① 評価方式の判定

M社は、被相続人甲のグループで50%超の議決権を有し、子B及び養子Dはいずれも5%以上を有し、役員でもあることから、原則評価となる。また、孫Eについては5%未満ではあるが、中心的な同族株主となるため、原則評価となる。

② 純資産価額の計算**イ 資産の部**

- (イ) 保険金積立金勘定15,000,000円が計上されているが、生命保険金と二重計上となるため、帳簿価額及び相続税評価額いずれも控除する。
- (ロ) 生命保険金20,000,000円を帳簿価額及び相続税評価額いずれも計上する。

ロ 負債の部

- (イ) 固定資産税2,500,000円を計上する。
- (ロ) 法人税及び消費税の未払いについては、いずれも計上する。
- (ハ) 死亡退職金の支払いが生じているため、弔慰金の非課税（普通給与の6月分）を控除した金額を計上する。なお、受け取った生命保険金と退職手当金等の金額が一致しないため、生命保険金から保険金積立金及び退職手当金等を控除した金額に37%を乗じた法人税等相当額を計上する。

第 66 回 税理士試験 相続税法 模範解答

③ 類似業種比準価額方式

- (イ) 1株当たりの配当金額については、50周年記念配当5,000,000円を控除して計算する。
- (ロ) 1株当たりの利益金額については、平成27年3月期末以前1年間の利益金額に、非経常的な損失として、死亡退職金30,000,000円が控除されているが、利益金額を修正する場合の法人税の課税所得については、固定資産売却益等の特別利益である非経常的な利益及び損金算入された繰越欠損金について修正をする。そのため、今回の損金算入された死亡退職金については考慮する必要はない。(財産評価基本通達183(2))
- (ハ) 1株当たりの純資産価額については、資本金等の額と利益積立金額を合計したものより計算する。

④ 株価修正

M社は、平成28年5月末を効力発生日として配当を行っているため、株価の修正が必要となるのと同時に、配当期待権の評価を行う。

⑤ 配当還元方式

直前期及び直前前期の配当の1株当たり配当と2円50銭との比較を忘れないように。

(4) その他の財産

① N銀行O支店の証券投資信託受益証券

未収分配金について、源泉徴収税額を考慮する。

② 友人Pに対する貸付金債権

利息の支払いに遅延はないため、前回の利払い日の翌日である平成28年4月1日から相続開始日までの既経過日数分の利息を加算する。なお、源泉徴収税額は考慮しない。

(5) 小規模宅地等の減額（取得者はいずれも申告期限まで、従前の用途に供している。）

- ① 宅地I：この宅地は、相続開始日において、被相続人甲は老人ホームに入所していたため、被相続人の居住の用に供されていないが、入所直前までは居住の用に供されており、同居親族である子Aがこの宅地を取得していることなどより、宅地Iは特定居住用宅地等に該当する。
- ② 宅地K：同族会社であるM社に賃貸借契約により賃貸しており、また取得者である子Aは同社の役員であることから、宅地Kは特定同族会社事業用宅地等に該当する。
- ③ 宅地L：アスファルト舗装をした駐車場業の事業の用途に供されている宅地であるため、宅地Lは貸付事業用宅地等に該当する。

3 みなし財産

(1) 退職手当金等

M社株式の純資産価額の資料より、計算する。なお、弔慰金の非課税については、業務上の死亡でないため普通給与の6月分となる。

(2) 生命保険金等

Q生命保険及びR生命保険が該当する。なお、孫Eは相続人でないため、非課税の適用はない旨のコメントを記入する。

(3) 生命保険契約に関する権利

S生命保険が該当する。なお、契約者が被相続人甲であるため、本来の相続財産となる点に注意。

第 66 回 税理士試験 相続税法 模範解答

(4) 保証期間付定期金に関する権利

保険料負担者が不明であるが、恐らく被相続人甲が負担していたものとして解答する。また評価については有期定期金の評価となることから、

- ① 解約返戻金の額（今回は一時金の金額と同額である）
 - ② 一時金の額
 - ③ 1年当たりの給付金額に残りの給付期間（1年未満端数切り上げで4年）応ずる複利年金現価率を乗じて計算した金額
- のいずれか多い金額となる。

4 債務控除

固定資産税に係る延滞金は被相続人の責めにより生じた債務であるため控除対象。香典返戻費用は対象外。香典収入は贈与税の非課税。

5 生前贈与加算

- (1) 平成23年4月25日の贈与 子C → 相続時精算課税加算
- (2) 平成25年3月15日の贈与 孫E → 加算対象外
- (3) 平成25年8月1日の贈与 孫E → 加算
- (4) 平成26年7月22日の贈与 孫E → 教育資金の非課税
- (5) 平成27年9月16日の贈与 孫F → 相続又は遺贈により財産を取得していない。
- (6) 平成27年9月30日の贈与 子C → 相続時精算課税加算
- (7) 平成28年1月7日の贈与 人格のない社団 → 相続又は遺贈により財産を取得していない。
- (8) 平成28年4月3日 孫E → 孫Eが30歳になったことから、教育資金非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額は贈与税の課税対象となるため加算する。

6 税額控除

(1) 2割加算

養子D・孫E

(2) 贈与税額控除

孫Eは、平成25年8月1日に亡配偶者乙からも財産を取得しており、乙死亡時において遺贈による財産を取得している等のコメントはないため、遺贈による財産の取得はないものとし、贈与税額のおん分が必要となる。

(3) 障害者控除

子Cは亡配偶者乙の死亡の際に相続により財産を取得し、障害者控除の適用を受けているため、今回の障害者控除については、既控除額を控除した残額が、障害者控除額となる。

(4) 相次相続控除

算式がポイントになると思われる。第二次相続における純資産価額を計算式に記述（千円未満の端数処理不要）し、各相続人へのおん分計算を解答する必要がある。

なお、孫Eは相続人でないため、適用のない旨のコメントが必要である。

第 66 回 税理士試験 相続税法 模範解答**7 平成28年分の贈与税の計算****(1) 孫F（教育資金）**

孫Fは、相続開始後の平成28年8月5日に30歳になることから、教育資金管理契約が終了する。その際、非課税抛出額と教育資金支出額との差額（残額）が贈与税の課税対象となる。相続開始時の教育資金支出額は2,300,000円であり、7,000,000円－2,300,000円＝4,700,000円が相続開始時点の残額であるが、教育資金管理契約が終了したときにおける残額が4,200,000円とのコメントがあることから、贈与税の課税対象となる金額は4,200,000円となる。また、税率は特例税率を用いて計算する。

(2) 人格のない社団V

相続又は遺贈により財産を取得していないため、平成28年1月7日の贈与は平成28年分の贈与税が課税される。また、税率は一般税率を用いて計算する。

[合格ボーダーライン]**理論：35点～42点**

今回の問題については、問1及び問2とも難易度が高くなかったため、債務控除の対象者及び債務の範囲、納税地、期限内申告書といった基本理論をいかに正確に解答できたかがポイントになると思われる。

問1は19点～22点、問2は16点～20点以上とし、合計34点～42点をボーダーラインと考える。

計算：35点～39点

難易度的には全般的に易くなっている印象を受けるが、問題量は多く、財産評価以外の箇所での解答に手間取る可能性がある（答案用紙の形式も異なっていた）。そのため、ケアレスミスも生じているものと思われる。

また、M社株式、贈与税額控除、教育資金、平成28年分の贈与税の計算、相次相続控除については、問題をしっかりと読み、正確な判断が要求されるものであった。

上記以外の箇所で、確実に点数を拾えているかがポイントであると考ええる。

35～38点以上をボーダーラインと考える。

ボーダーライン合計：70点～80点

（最終判断は合計点で判断してください。）

第 66 回 税理士試験講評〔合格ライン〕

① 合格ライン

簿記論

第一問	13～15 点
第二問	12～14 点
第三問	21～24 点
合 計	46～53 点

財務諸表論

第一問	理論	16～18 点
第二問	理論	6～8 点
第三問	計算	33～35 点
合 計		55～61 点

所得税法

第一問	29～35 点
第二問	37～40 点
合 計	66～75 点

法人税法

第一問	30～35 点
第二問	36～42 点
合 計	66～77 点

相続税法

第一問	35～42 点
第二問	35～39 点
合 計	70～80 点

消費税法

第一問	34～39 点
第二問	30～36 点
合 計	64～75 点

2 講評

簿記論	<p>【第一問】 問1は商品売上の会計処理、問2は税効果の処理が出題された。問1は3分法、売上原価対立法を中心に正確な解答が要求される。総記法の解答が出来れば有利となるであろう。なお、その都度後入先出法など、手間の掛かる箇所は飛ばして良いものと思われる。問2は税率の変更がポイントとなるが、まずは税率変更が絡まない箇所を中心に点数を確保しておきたい。</p> <p>【第二問】 全て仕訳問題で出題され、解答用紙も4枚あるためボリュームは多くなっている。問1のリース会計は多くの箇所が解答可能であるが、ボリュームの関係もあり、最後まで解答するのは容易ではなかったものと思われる。問2のソフトウェアは一部を除き解答し易い問題であった。問3の資産除去債務は割引率の算定などで手が込んでおり、点数を稼ぐのは困難であろう。</p> <p>【第三問】 決算整理後残高試算表の空欄補充形式による一般的な総合問題であった。不明な資料を推定する箇所があり、そのあたりで手の込んだ問題となっていた。普通預金、商品、売掛金の処理など、問題の前半は相当に難易度が高くなっている。投資有価証券以降で解答可能な箇所が多く出て来るので、そのあたりを中心に解答して欲しい問題であった。</p>
財務諸表論	<p>(理論) 〔第一問〕 包括利益を中心とした問題は、テキストでの説明内容であり、答練などでも出題していた内容であったので高得点が期待される。 〔第二問〕 外貨建取引等会計処理基準からの問題は細部にわたる問題であり正解を導きだすことが難しく、得点できるところが限られてくるであろう。</p> <p>(計算) 近年の〔第三問〕は、問題量が多く、かつ、内容的にも難易度の高い問題が続いていたが、本年は全体的にオーソドックスな問題が多く、分量的にも押さえられていたため、解きやすい問題であったと思われる。基本的に項目に対し、いかにミスなく、正確に解答できていたかがポイントとなる。</p>
所得税法	<p>[理論] 問1は2問出題され、1.「出国の場合の確定申告」と2.「国外転出の場合の譲渡所得の特例」である。1.はズバリ理論問題集の応用第16問の㊦を中心に答えれば合格答案である。授業でも日頃からこの論点を意識するようにする必要があると指摘していた箇所なので、書けたと思われる。反対に2.は未学習分野であったため、書けなかったのではと思われる。平成27年に創設された条文であり、おさえていた受験生は少ないと思われる。問2は「事業上以外の債権の回収不能の取扱い」である。こちらもズバリ理論問題集の基礎第19問の㊦以外を答えれば合格答案になる出題であった。問1の1.及び問2は直前予想のAランクに掲げており、重要理論からの出題であるため、高得点が必要と思われる。</p> <p>[計算] 本年度は総合問題が1問と個別問題が1問出題された。問1は、申告納税額までを求める総合問題であり、不動産所得中心の6所得、8所得控除、配当控除、源泉徴収税額の精算などが出題されたが、すべて、基礎論点中心であり、ボリュームも抑えた出題であった。問2は、課税所得金額までを求める総合問題であり、所得は6種類出題された。ただ、ほとんどが転記するだけであり、唯一の論点は、損益通算と雑損控除であるがすべて基本的な出題であった。2問とも、ボリュームも難易度も少なく、高得点が必要と思われる。</p>

法人税法	<p>第一問</p> <p>問1 プリペイドカード 益金の額、損金の額の意義は完璧に記載すべきであり、それらに即した形で収益計上時期など記載することとなる</p> <p>問2 (1) 広告宣伝費、見本品、保険料など前払費用に関連する問題であった。 (2) 広告宣伝費、保険料は難易度は高いと思われる。 各問に仕訳が出題されたので類推できたかもしれない。</p> <p>第二問 資料の読み取りが難しく、また、解答不能のものもあった。</p> <p>問1 調整項目が少ないため、配点が大きいと思われる。 租税公課、譲渡損益調整勘定、資本的支出（冷暖房設備）、所得税額控除など基本的な論点を取りこぼさなければ、合格可能性は高いと思われる。</p> <p>問2 難解な論点ではないため、正解が望ましい。</p>
相続税法	<p>第一問</p> <p>問1 債務控除についての出題であった。(1)については、適用対象者及び範囲を解答し、(2)については控除すべき債務について解答する。理論問題集のとおり正確に解答できているかがポイントになると思われる。</p> <p>問2 各納税義務者における相続税の期限内申告書の納税地及び提出期限についての事例形式の出題であった。(1)は納税地について、(2)は相続税の期限内申告書について解答する。いずれも理論問題集にある内容を解答すれば十分である。また、(3)については、納税義務者の判定及び申告書の提出期限を正確に判断できたかがポイントとなる。</p> <p>第二問 難易度としては昨年よりも、全般的に易しくなっている印象を受けるが、問題量が多く、財産評価以外の箇所での解答に手間取る問題が見受けられた。また、答案用紙の形式も少し異なっていたため、その分時間を要したものと思われる。 M社株式、贈与税額控除、教育資金及び平成28年分の贈与税の計算以外の箇所、確実に点数を拾えているかがポイントであると考え。</p>
消費税法	<p>第一問</p> <p>問1 (1)の「相続があった場合の納税義務の免除の特例」は理論問題集をそのまま解答する問題であったことから解答できたと思う。しかし(2)の役務提供に係る国内取引の判定は施行令の部分は理論問題集にない部分であることから解答できないと思う。(2)については「電気通信利用役務の提供」が解答できているかどうかポイントと思う。</p> <p>問2 事例問題が出題されたがいずれも取引の判断に迷う部分はなかったと思う。各事例の取引の区分が正答できていることがポイントと思う。根拠については(6)を除き答案用紙の行数が少ないことから簡潔に要領よく解答しなければならない。</p> <p>第二問 本試験において初めて全額控除の問題が出題されました。また、新設合併、吸収合併が絡む問題となっており難易度の高い問題でした。従って、差引税額を合わせるができないと思う。 落ち着いて1つ1つの内容を丁寧に解答し得点を積み上げた方が合格ラインに達していると思われる。</p>